

愛知県立大学人事委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人人事委員会設置要綱（以下「法人設置要綱」という。）

第1条の規程に基づき、愛知県立大学に設置する人事委員会に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「教員等」とは、教員及び助手をいう。

(審議事項)

第3条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教員等の採用、再任、昇任、降任、配置換、兼務、休職、解雇、懲戒等に関すること
ただし、降任、配置換、兼務、休職に関しては、当事者の意に反する場合とする。

(2) 教員等の勤務成績の評価に関すること。

(3) 前各号に規定するもののほか、学長の指示に基づきその権限に属せられた事項に関すること。

(組織)

第4条 人事委員会は、次の各号の委員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 各学部長（研究科長を兼ねる。）

(議決方法)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、教員等の再任拒否、降任、配置換、兼務、休職、解雇、懲戒等については、出席委員の3分の2以上によって決する。

2 会議は、原則として、非公開とする。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、事案の必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第7条 人事委員会に関する事務は、総務部門人事課で行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、人事委員会の運営に関し必要な事項は学長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。